

平成 25 年 5 月 23 日

各 位

会社名 : 株式会社ネクストジェン  
代表者名 : 代表取締役社長 大西 新二  
(JASDAQ・コード:3842)  
問合せ先 : 取 締 役 景山 薫  
(TEL: 03-3234-6855)

## 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、5 月 23 日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

平成 19 年 11 月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、1 株を 100 株に分割するとともに単元株制度の採用を行います。なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

#### 2. 株式の分割

##### (1) 分割の方法

平成 25 年 6 月 30 日(日)(当日は休日につき実質的には平成 25 年 6 月 28 日(金))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

平成 25 年 6 月 30 日(日)最終の発行済株式総数に 99 を乗じた株式数とします。平成 25 年 5 月 23 日(木)現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりとなります。

① 株式の分割前の発行済株式総数	19,499 株
② 株式の分割により増加する株式数	1,930,401 株
③ 株式の分割後の発行済株式総数	1,949,900 株
④ 株式の分割後の発行可能株式総数	6,000,000 株

##### (3) 分割の日程

① 基準日公告日	平成 25 年 6 月 14 日(金)
② 分割の基準日	平成 25 年 6 月 30 日(日) ※実質的には平成 25 年 6 月 28 日(金)
③ 分割の効力発生日	平成 25 年 7 月 1 日(月)

##### (4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(5) 新株予約権の行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社が発行している新株予約権の1株当たりの行使価額を平成25年7月1日(月)以降、以下のとおり調整いたします。なお新株予約権の1個当たりの行使価額には変更はありません。

名称	調整前行使価額	調整後行使価額
平成15年12月10日 臨時株主総会決議に基づく新株予約権	32,000円	320円
平成17年2月25日 定時株主総会決議に基づく新株予約権	35,000円	350円
平成18年4月27日 臨時株主総会決議に基づく新株予約権	98,000円	980円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

株式の分割の効力発生日(平成25年7月1日(月))をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成25年7月1日(月)

(参考)平成25年6月26日(水)をもって、大阪証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

「2. 株式の分割」及び「3. 単元株制度の採用」に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づき、平成25年7月1日(月)をもって当社定款の一部を変更いたします。

(2) 変更の内容

- ① 発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第6条(発行可能株式総数)を変更いたします。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第8条(単元株式数)を新設いたします。
- ③ 第6条の変更及び第8条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則第1条及び第2条を新設いたします。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第2章 株式 第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>60,000</u> 株とする。	第2章 株式 第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,000,000</u> 株とする。
(新設)	<u>第8条(単元株式数)</u> <u>当社の単元株式数は、100株とする。</u>
第 <u>8</u> 条 ~ 第 <u>46</u> 条	第 <u>9</u> 条 ~ 第 <u>47</u> 条

(新設)	<u>附則</u> <u>第1条</u> <u>第6条の変更及び第8条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成25年7月1日とする。</u>
(新設)	<u>第2条</u> <u>前条(附則第1条)及び本条の規定は、平成25年7月1日をもってこれを削除する。</u>

(3) 日程

取締役会決議日 平成25年5月23日(木)

定款変更の効力発生日 平成25年7月1日(月)

以上